

# 幌延町安全で安心なまちづくり推進条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第10条）

#### 第2章 基本的施策（第11条—第24条）

##### 第1節 防災対策（第11条）

##### 第2節 防犯対策（第12条—第18条）

##### 第3節 児童等の安全の確保（第19条—第22条）

##### 第4節 青少年の健全育成（第23条—第24条）

#### 第3章 推進体制等（第25条—第29条）

### 附則

誰もが安全に安心して暮らせることは、町民すべての願いであり、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、人々が生活や社会経済活動をするうえで欠かすことのできない大切な基盤です。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化は、地域住民の価値観や生活様式を多様化させ、地域社会の連帯意識の希薄化、犯罪抑止の機能及び青少年の規範意識の低下などをもたらしております。

こうした状況は、本町においても例外ではなく、住居等へ侵入しての窃盗等の犯罪や交通事故、さらには迷惑行為による住民間のトラブル等が増加し、町民生活に不安が広がってきています。

このため、町民一人ひとりがしっかりとした防犯意識を持ち、自助、共助、公助の精神で町、町民、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関が協働し、犯罪等地域の安全・安心を脅かす事案への取組を推進することが重要です。

ここに、私たちは、自らの安全は自らが守るという意識を持つとともに、町民にとっても、本町を訪れる人にとっても、安全で安心なまちの実現を図ることを決意し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、安全で安心なまちづくりに関する基本理念を定め、並びに町、町民、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、もって町民及び観光客等が安全で安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### （位置づけ）

第2条 この条例は、幌延町まちづくり基本条例（平成20年条例第20号）第32条に規定する安全安心なまちづくりの推進に関し必要な事項を定める。

### （定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 地域活動団体 町内会、自主防災組織、ボランティア団体その他の地域組織及びグループをいう。
- (3) 事業者等 町内において営利又は非営利を問わず事業活動を営む者並びに町内に

所在する土地、建物等の所有者及び管理者をいう。

(4) 関係行政機関 町の区域を管轄する警察署その他の行政機関をいう。

(5) 犯罪被害者等 犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第4条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自らが守るという意識を基本として、町、町民、地域活動団体、事業者等（以下「町等」という。）及び関係行政機関の適切な役割分担による協働により一体となって推進されなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、地域の安全は地域で守るという連帯意識のもとに、町民、地域活動団体、事業者等（以下「町民等」という。）による自主的な活動により、お互いに守り支えあう地域社会が形成されるよう推進されなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、町等の適切な役割分担のもと、それぞれが連携・協力して効果的に推進されなければならない。

4 安全で安心なまちづくりは、被害を受けやすい子ども、高齢者、障がい者、女性等に配慮して推進されなければならない。

5 安全で安心なまちづくりは、本町を訪れる観光客等の安全の確保に配慮して推進されなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、前条に定める安全で安心なまちづくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町民等と協働して、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 町は、安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、国、道及び関係行政機関との連絡調整を緊密に行わなければならない。

3 町は、被害を受けやすい子ども、高齢者、障がい者、女性等が犯罪や交通事故等にあうことのないよう配慮して安全で安心なまちづくりを推進しなければならない。

4 町は、安全で安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行わなければならない。

5 町は、町民等が適切かつ効果的に安全で安心なまちづくりを推進できるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、自助の理念に基づき、自らの安全は自らが守るよう努めるとともに、地域社会の一員として、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 町民は、この条例の目的を達成するため、町、地域活動団体及び関係行政機関が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域活動団体の責務)

第7条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の安全は地域で守るという連帯意識を高めるとともに、相互に連携・協力して、安全で安心なまちづくりについての自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、この条例の目的を達成するため、町及び関係行政機関が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、この条例の目的を達成するため、町及び関係行政機関が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者等は、所有し、又は管理する土地、建物及び工作物を適正に管理するとともに、事業活動を行う際は、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 3 事業者等は、従業員、職員等に対し、安全で安心なまちづくりのために必要な知識や技術を習得させるよう努めるものとする。

(町と関係行政機関の連携・協力)

第9条 町及び関係行政機関は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するため、安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- 2 町及び関係行政機関は、それぞれが実施する施策が円滑に推進されるよう、相互に連携・協力するものとする。

(基本計画の策定)

第10条 町長は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとし、また必要に応じ、適切な見直しを行うものとする。

- 2 町長は、前項の基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

## 第2章 基本的施策

### 第1節 防災対策

(防災対策)

第11条 町は、町民等が災害等の発生に備え、適切な対策を講ずることができるようにするため、道その他防災会議関係機関と連携して、防災に関する知識の普及等防災意識の高揚を図るものとする。

- 2 町は、道その他防災会議関係機関と連携して、道路、河川、公園等の基盤施設の整備、学校その他公共施設の耐震化等の整備、建築物の所有者等に対する耐震化の指導等災害に強い安全なまちづくりを行うものとする。

### 第2節 防犯対策

(防犯対策の推進)

第12条 町は、犯罪の発生を防止するため、町民等との相互連携の下、地域における防犯対策に必要な施策を計画的に推進するものとする。

- 2 町は、地域における防犯活動の強化を図るため、町民等に対し、地域安全に関する情報の提供、防犯活動に関する助言その他必要な支援を行うものとする。

(自主防犯活動の促進)

第13条 町民等は、地域の安全を守るため、協働して自主防犯活動に取り組むものとする。

- 2 町民等は、犯罪の被害に遭わないために、自らの安全は自らが守るという防犯意識を高めるよう努めるものとする。

(公共施設の整備)

第14条 町は、道路、公園、駐車・駐輪場、公衆便所等の公共施設の整備及び管理に当たっては、国が定める「安全・安心まちづくり推進要綱」(以下「推進要綱」という。)別紙1及び北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例(以下「道条例」という。)第20条に定める事項に配慮した構造、設備等とするよう努めるものとする。

(駐車場等の設置者等の努力義務)

第15条 駐車場及び駐輪場(以下「駐車場等」という。)を設置し、又は管理する者は前条の規定に基づき、当該駐車場等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第16条 町は、推進要綱別紙2及び道条例第23条に定める事項に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

(住宅を建築しようとする者等の努力義務)

第17条 住宅を建築しようとする者及び住宅を所有し、又は管理する者は、前条の規定に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(空地空家の管理)

第18条 現に使用していない土地若しくは建物を所有し、占有し、又は管理する者は、防犯に配慮した適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3節 児童等の安全の確保

(学校等における児童等の安全の確保)

第19条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、学校等の施設内において児童、生徒及び乳幼児(以下「児童等」という。)の安全を確保するため、道条例第14条の規定に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等における安全対策の推進体制の整備)

第20条 学校等を管理する者は、警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域住民、関係団体等の参加を求めて、当該学校等における安全の確保に関する推進体制を整備するよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第21条 児童等が通所、通学等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)を管理する者、学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民及び関係行政機関は、協働して、道条例第14条の規定に基づき、当該通学路等において、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町民は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全教育等の充実)

第22条 町は、学校等、家庭及び地域社会と協働して、児童等が犯罪に遭わないようにするための教育を充実するとともに、児童等が正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めるものとする。

### 第4節 青少年の健全育成

(青少年の健全育成)

第23条 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい健康な家庭を築くことによって青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

2 学校及び青少年の育成に携わる関係者は、その職務又は活動を通じて相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

3 町民等は、互いに協力し、文化活動、スポーツ活動その他地域社会における活動を通じて、積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

4 町は、関係行政機関と連携・協力して、青少年を取り巻く良好な環境の整備を図り、青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

(青少年の有害環境からの保護)

第24条 町等及び関係行政機関は、青少年の健全な成長を妨げるおそれのある社会環境から青少年を保護するよう努めるものとする。

2 町は、青少年の健全な育成に関する各種施策の取り組みによって、有害環境の浄化及

び非行防止活動の強化を行うものとする。

### 第3章 推進体制等

(推進体制の整備)

第25条 町は、町民等及び関係行政機関と協働して、安全で安心なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(推進協議会の設置)

第26条 前条の規定により、安全で安心なまちづくりを推進する施策等について協議するため、「幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を置く。

2 推進協議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 推進協議会の委員は、公募による町民、防犯団体等有識者及び町長が必要と認めるものの中から町長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各号に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(犯罪被害者等への支援)

第27条 町は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするために、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 町民は、犯罪被害者等の生活の平穩を害することのないよう配慮に努めるものとする。

(財政上の措置)

第28条 町は、安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。